

令和8年台風第25号に伴う災害救助法の適用について

千葉市では、令和8年8月13日からの大雨に伴う災害において、災害救助法を適用しています。

このたび、令和8年台風第25号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、継続的に救助を必要としているため、同台風に伴う災害においても災害救助法を適用しますのでお知らせします。

1 適用区域

千葉市全域

2 適用年月日

令和8年8月13日 ※千葉豪雨に係る適用

3 適用基準

災害救助法施行令第1条第1項第4号

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること）に該当すること。

4 これまでに実施した措置

避難所の設置 等

5 災害救助法の適用による効果

災害救助法の適用により、本市が行う災害救助活動のうち、避難所の設置、食料等の配布の経費について、国が一部負担することとなる。